

鳥取県景観形成条例の全部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 景観法が制定され、景観行政団体（県又は県の同意を得た市町村）は、景観計画を策定し、景観計画区域内における行為の規制等を行うことができることとされた。
- (2) 県内においても、鳥取市、倉吉市及び米子市が景観行政団体に移行するなど、景観法の制定を機に景観に対する市町村及び県民の意識が大きく変化している。
- (3) 現行条例は制定後10年以上が経過しており、新たに生じた景観形成上の課題に対応することができないため、景観形成のための基準及び制度の枠組みについて見直す必要がある。
- (4) そこで、本県における良好な景観形成の基本方針その他景観形成に関し基本となる事項、行為の規制等に関し必要な事項等を定める。

2 条例の概要

(1) 景観法に基づく制度への移行

ア 景観計画の策定

対象区域における景観形成を総合的かつ計画的に推進するために、景観計画を定めることとするとともに、景観法に規定する策定手続に加え、鳥取県景観審議会の意見を聴くこととする。

イ 届出対象行為の規制等

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為をしようとする場合の届出及び審査手続を景観法に基づくものとする。

届出の流れ	【現 行】届出・審査 指導 勧告 公表 行為着手の50日前までに届出
	【改正後】届出・審査 勧告（公表）/ 変更命令（色彩規制のみ） 届出後30日間は行為着手禁止

[条例に規定する事項]

ア 景観法の条例委任事項	<ul style="list-style-type: none"> ・届出対象行為の追加（土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における物件の堆積及び建築物等の外観に対する照明） ・追加した行為の届出手続 ・追加した行為の変更の届出を要する事項 ・適用除外行為の追加（特定の法令等による許可を要する行為、一定規模以下の行為等） ・変更等の命令の対象とする特定届出対象行為（建築物の建築等、工作物の建設等）
イ 独自制度として規定する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・届出等があった場合の市町村への意見聴取 ・変更等の命令手続（変更命令を行う場合及び勧告に従わない旨の公表を行う場合の鳥取県景観審議会の意見聴取） ・着手制限期間の短縮通知 ・標識の設置

(2) 景観支障物件に対する措置

独自の制度として、地域における景観形成及び生活環境の保全に支障を生じさせている放置物件等について、周辺住民等からの申立てに基づき、その所有者等に対して最低限必要な是正措置等の勧告・命令を行う制度を創設する。

[条例に規定する事項]

ア 措置申立て	景観支障物件について、周辺住民等は、当該物件の所有者等に対して支障を除去するための措置を行わせるよう、知事に申し立てることができる。
イ 措置勧告	知事は、支障を除去するための措置を行わせる必要があると認めるときは、あらかじめ、所有者等、市町村及び鳥取県景観審議会の意見を聴いた上で、所有者等に対し、期限を定めて支障除去措置を行うよう勧告する。

ウ 措置命令	知事は、イに従わない場合、当該所有者等に対し、支障を除去するため最低限度とされる範囲内で、期限を定めて支障除去措置を行うよう命令することができる。
エ 措置要請	知事は、地域の景観形成及び生活環境の保全に重大な支障を生じさせている物件について、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう要請することができる。
オ 立入調査	知事は、ウの措置を行うに必要な限度において、所有者等に対し報告を求め、職員に景観支障物件等の立入調査をさせることができる。

(3) その他

ア 条例の適用範囲

この条例は、公共事業景観形成指針に係る規定を除き、景観行政団体である市町村（景観法第16条第1項各号に掲げる行為について条例で必要な規制を定め、又は景観計画を定めている市町村に限る。）以外の市町村の区域について適用する。

イ 鳥取県景観審議会

鳥取県景観審議会に地域部会を設け、変更等の命令等に係る意見については地域部会の議決をもって審議会の議決とする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日

施行期日は、公布の日とする。ただし、(3)ウの一部は平成19年4月1日、(2)は同年10月1日から施行する。

イ 適用区分

(1)イ及びエ(ア)は、平成19年10月1日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手するものについては、なお従前の例による。

ウ 経過措置

所要の経過措置を講ずる。

エ 関係条例の一部改正

次の条例の一部を改正する。

(ア) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(イ) 鳥取県環境美化の促進に関する条例

(ウ) 鳥取県屋外広告物条例

オ この条例の失効

この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

鳥取県個人情報保護条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 平成19年4月1日に鳥取県産業技術センターが地方独立行政法人化される。
- (2) 鳥取県が設立する地方独立行政法人は、その事業内容が実質的に県行政の一部を担うものであり、また、業務運営には中立性及び公共性が求められるものである。
- (3) これらのことから、県の各機関と同等の個人情報の適正な取扱いを確保するため、鳥取県が設立する地方独立行政法人を鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の実施機関に加える。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県が設立する地方独立行政法人を条例の実施機関とする。
- (2) 非開示情報である開示請求者以外の個人に関する情報の定義について、慣行として開示請求者が知り得る当該開示請求者の家族構成に関する情報等まで非開示情報となるものではないことを明確にする。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア この条例は、平成19年4月1日から施行する。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県情報公開条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 平成19年4月1日に鳥取県産業技術センターが地方独立行政法人化される。
- (2) 鳥取県が設立する地方独立行政法人は、その事業内容が実質的に県行政の一部を担うものであり、また、業務運営には中立性及び公共性が求められるものである。
- (3) これらのことから、鳥取県が設立する地方独立行政法人を鳥取県情報公開条例(以下「条例」という。)の実施機関に加える。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県が設立する地方独立行政法人を条例の実施機関とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県有地等に放置されている自動車(以下「放置自動車」という。)の処分を引き続き円滑に行うため、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(以下「条例」という。)の失効期限を3年間延長するとともに、放置自動車内に放置されている物件についても放置自動車と併せて処分できることとする。

2 条例の概要

- (1) 放置自動車を処分する場合には、当該放置自動車内に放置されている物件(遺失物に該当するものを除く。)も当該放置自動車の処分に併せて処分できることとする。
- (2) 条例の失効期限を3年間延長し、平成22年3月31日(現行 平成19年3月31日)とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日に施行する(3)の一部を除き、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 職員を派遣することができる公益法人等について見直しを行う。
- (2) 労働者災害補償保険法及び地方公務員災害補償保険法の一部が改正され、労働者災害補償保険に係る通勤の範囲及び地方公務員公務災害補償に係る通勤の範囲が変更されたことに伴い、派遣職員に係る通勤の範囲について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員を派遣することができる法人から、次の法人を削る。
 - ア 社会福祉法人鳥取県厚生事業団
 - イ 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
 - ウ 鳥取県住宅供給公社
 - エ 鳥取県土地開発公社
 - オ 鳥取県土地改良事業団体連合会
- (2) 傷病により休職し、若しくは退職した職員に対する給与又は退職手当の支給額決定基準に係る通勤の範

困に、次に掲げる移動を加える。

ア 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の就業場所から勤務場所への移動（地方公務員法その他の法令に違反して営利企業に従事している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

イ 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動

(3) 施行期日は、(1)は平成19年4月1日、(2)は公布の日とする。